

令和2年度 第1回品川区総合教育会議次第

令和2年10月27日(火)午後4時00分～

品川区役所議会棟6階第一委員会室

司会進行:総務部長

1. 開 会

2. あいさつ 品川区長
 教育長

3. 議 題

(1)協議

品川区教育大綱の改訂について【資料1】

(2)報告

区立学校における新型コロナウイルス感染症への対応について【資料2】

(3)その他

4. 閉 会

令和2年度第1回品川区総合教育会議出席者

1. 出席者

品川区長 濱野 健

品川区教育委員会

教育長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委員 富尾 則子

委員 海沼 マリ子

委員 塚田 成四郎

2. 区理事者

企画部：企画部長 堀越 明、企画調整課長 佐藤 憲宜

総務部：総務部長 榎本 圭介、総務課長 立川 正（事務局）

教育委員会事務局：教育次長 齋藤 信彦、庶務課長 有馬 勝

学務課長 篠田 英夫、指導課長 工藤 和志

教育総合支援センター長 矢部 洋一

品川図書館長 横山 莉美子

品川区教育大綱改訂（案）

品 川 区

令和 年 月

1 大綱の改訂にあたって

1-1 改訂の趣旨

教育制度改革の一環として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成27年4月より施行されたことを受け、地方公共団体の長は、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなり、平成28年4月に「品川区教育大綱」を策定しました。

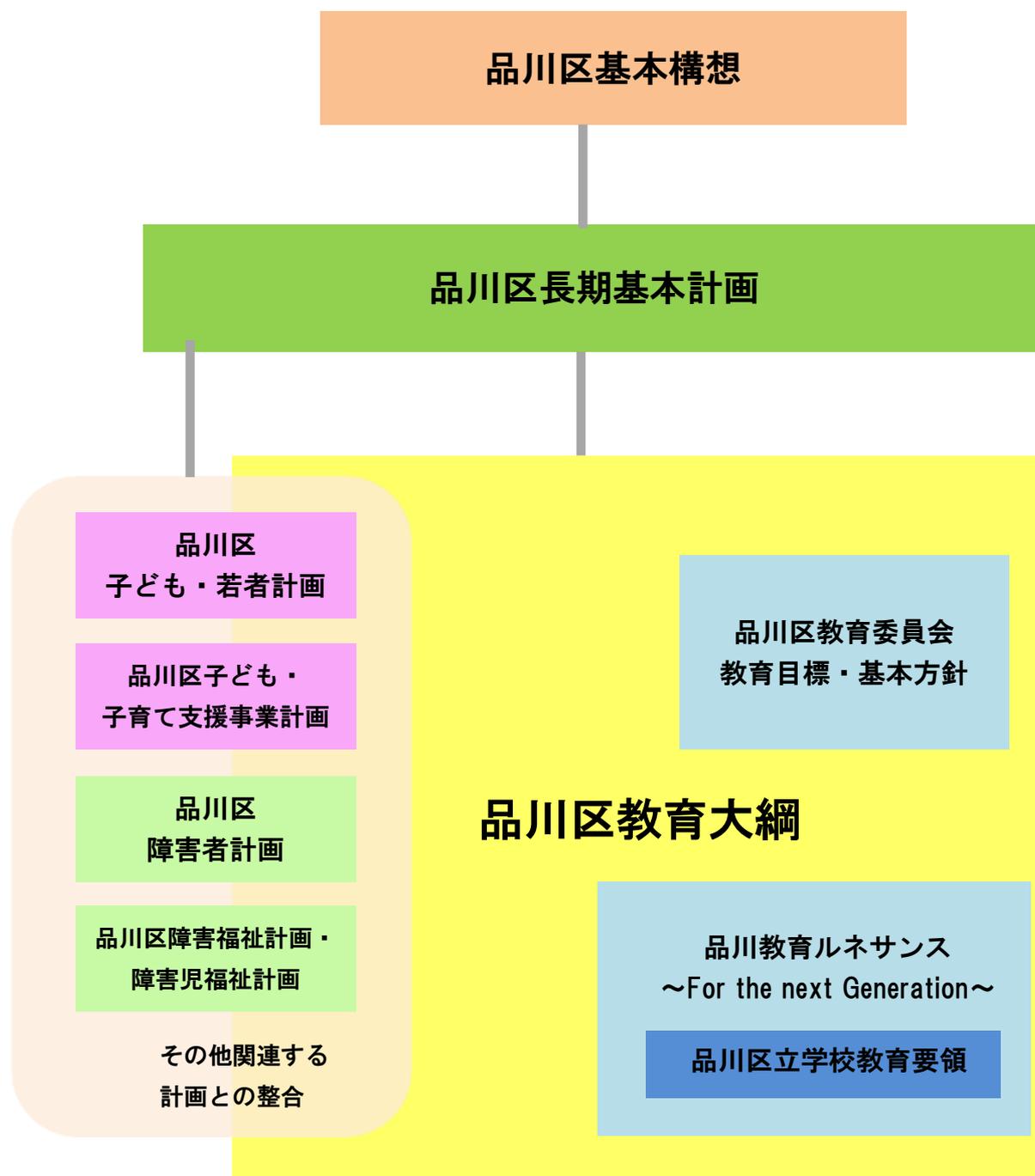
この度、区の最上位の行政計画である「品川区長期基本計画」が令和2年4月に策定されたことを受け同計画と整合を図るとともに、「品川区教育大綱」策定以降における社会経済状況等の変化をふまえた内容とするため見直しを行います。

1-2 大綱の位置づけ

「品川区教育大綱」は、区の教育の目標や施策の根本的な方針を定めるもので、「品川区長期基本計画」と連動し、令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間の目安とし、必要に応じて見直しを行います。

大綱は「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を踏まえ、他の各種計画と整合を図るとともに区長部局と教育委員会が相互に連携・協力することで、より効果的に施策を推進することを目的としています。

品川区教育大綱の位置づけ



2 品川区の現況と課題

2-1 品川区におけるこれまでの教育の取り組み

区では、品川区教育大綱に掲げる基本理念「共に 育み つなぐ 教育都市 しながわ」に基づき、質の高い教育環境の整備を進めるとともに、家庭・学校・地域などが共に支え合い、共に成長していく社会に向けた様々な取り組みを進めてまいりました。

就学前の教育においては、保育園および幼稚園の相互の特色を生かした保育・教育を継続的かつ一体的に行うことにより、乳幼児の健全な育成を図るとともに、小学校・義務教育学校（前期課程）への滑らかな接続を目指し、「保幼小ジョイント期カリキュラム」に基づく、保幼小における指導内容・方法の関連性・系統性をより一層意識した質の高い保育・教育活動を進めてきました。また、ネウボラネットワークを充実し、妊娠・出産・育児の切れ目のない子育て支援に取り組んできました。

学校教育においては、時代を生き抜く児童・生徒の確かな学力と豊かな人間性を育成するために、「品川教育ルネサンス」の取り組みをとおして、自主性・自律性が高く、持続可能な学校の教育体制の構築を進めてきました。

平成27年の学校教育法の一部改正に伴い、平成28年4月に施設一体型小中一貫校6校を義務教育学校として位置付け、小学校、中学校、義務教育学校の三校種体制により学校教育を推進しています。

また、地域とともにある学校づくりを推進するため平成28年度から品川コミュニティ・スクールを順次拡大し、平成30年度からは全校で実施しています。

学校選択制については、平成30年3月に学事制度審議会から学校選択制等の在り方等について答申を受け、新たな制度の構築・運用に取り組んできました。

また、急速に進展する情報社会に対応するため、全ての学校にプロジェクタ等の配備やタブレット端末の導入を行うなど、ICT環境の整備を進めてきました。さらにハード整備については、安全で安心な教育環境を確保するため、計画的に改築や改修工事を行ってきました。

青少年教育においては、青少年が社会の一員として、自分らしく生き生きと躍動し、心豊かな大人へと成長していく姿を念頭に、彼らが主体的に地域社会の中で様々な体験や交流を積み重ねることができるよう環境整備に取り組んできました。特に、品川区は地域主体の活動が活発であり、青少年委員会事業や地区委員会事業など体験型重視の施策を数多く実施しており、地域の多様な世

代のつながりを大切にしています。

一方、社会との関わりに困難を有する青少年に対しては、教育、福祉、保健・医療、雇用など、様々な関係機関が連携し、青少年一人ひとりの置かれた状況に配慮しながら、きめ細かい支援を行うための環境整備に取り組んできました。

2-2 品川区の教育を取り巻く状況の変化

品川区では、人口が1998（平成10）年以降増加に転じ、2019（令和元）年には40万人を突破しました。2018（平成30）年に行った将来人口推計では、2044（令和26）年まで増加を続け約44.8万人でピークを迎える見込みです。年少人口（0～14歳）も同様に増加を続け2036（令和18）年にピークを迎える見込みとなっています。

ICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）、ロボット、ビッグデータなどの技術開発が急速に進展しており、教育分野においてもこれらの技術の活用が期待されています。国からはGIGAスクール構想が打ち出され、2020（令和2）年度中に児童・生徒に1人1台の端末を配備することと、それを効果的に活用することが求められています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。2030（令和12）年为目标に、教育分野においても「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした取り組みを行う必要があります。

一方で令和2年に世界的に流行している新型コロナウイルス感染症は、わが国にも甚大な影響を与えており、本大綱改訂時点においても今後社会経済に与える影響は未知数です。教育分野においても、在宅における教育機会の確保が求められるなど、学校教育を取り巻く環境が大きく変容しています。

区内の外国人に目を向けると、これまで定住化・永住化傾向が続いていましたが、今後の状況は不透明な状況です。しかし、国として外国人材の積極的な受入れを行っていく方針のもと、区としても多文化共生に向けた取組みを推進する必要があります。

このように変化が著しく、先が見通せない状況にあっても、より充実した教育の取組みを的確かつ着実に進めていく必要があります。

3 基本理念と方針

基本理念

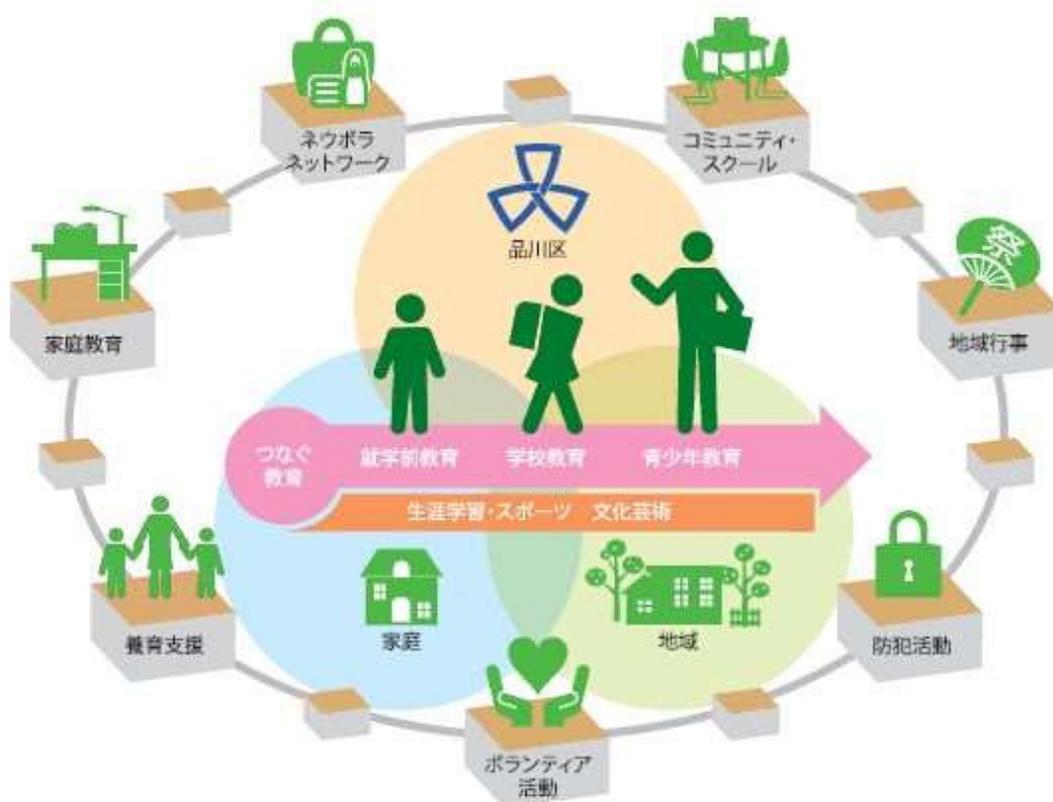
共に 育み つなぐ 教育都市しながわ

品川区は、「共に 育み つなぐ 教育都市しながわ」を基本理念としています。この基本理念は時代が変化しても変わらない普遍的なものであり、改訂後の教育大綱においても引き続き継承します。

この基本理念に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期の支援から、学校教育を経て卒業後の青少年時期にわたる、成長に応じた多様な教育の場をつなぐことで、質の高い教育環境を整備するとともに、家庭・学校・地域などが共に支え合い、共に成長していく社会を目指します。

そして、一人ひとりの生き抜く力を育むとともに、その力を活かす場をつくることで、未来につながる活力ある教育都市しながわを目指していきます。

基本理念の概念図



方針

1 就学前教育の充実

○これから親となる子ども、青年層への働きかけによる子育てへの意識づくりをはじめ、親と子がともに学び、育つ環境を整備するとともに、すべての妊婦と子育て家庭への「妊娠・出産・育児」の切れ目のない支援のしくみである「しながわネウボラネットワーク」の各種事業を推進し、各成長段階で必要な情報の提供や不安の軽減に努めます。

○子育て力のある地域社会をつくるため、地域における多世代、多様な主体との協働を推進します。さらに、養育支援が必要な児童や保護者のために、関係機関との連携強化に努めます。

○早期からの発達相談や療育を充実させ、地域で安心して過ごすことができるよう、関係機関や庁内組織間の連携を強化し、児童の発達段階に応じた支援体制の整備を進めるとともに、保護者支援のさらなる充実を図ります。

○社会情勢に応じた多様な保育サービスの展開や園児の受け入れ体制の確保とともに、保護者が子育てで孤立化しないよう、子育て家庭全体を支援します。また、子育て家庭の経済的負担の軽減や就学前の子どもに対する質の高い乳幼児の教育環境の充実を図ります。

○幼児が小学校および義務教育学校にスムーズに入学できるよう、乳幼児教育の推進を図るとともに、保育園や幼稚園、学校との連携強化を推進します。

2 学校教育の充実

○学校教育において、児童・生徒一人ひとりが多様性や人権尊重の理念に関する理解を深め、その重要性を認識するための学習機会の充実に努めるとともに、「いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめの防止ならびに早期発見・対応のための体制づくりに努めます。また、不登校については、児童・生徒が社会的に自立することを目指し、学校と関係機関との効果的な連携を支援します。

○小学校、中学校、義務教育学校における一貫教育を推進し、基礎学力、思考力、判断力、表現力などを身につけるとともに、区独自カリキュラム「市民科」の学習を通じて「生きる力」および「生き抜く力」を養うことのできる学校教育の充実に努めます。

○グローバル社会に必須な資質・能力を育むため、国際理解教育や英語教育の充実に努めるとともに、心身ともに健康な生活を送るための体力の向上を図ります。

○品川コミュニティ・スクールの自主性を高め、学校地域コーディネーターを中心に、地域の教育資源や地域人材など地域の教育力のさらなる活用を図り、児童・生徒の学びを充実させ、地域とともにある学校づくりを推進します。

○特別支援教育については、特別支援学級をはじめ全区立学校に開設した特別支援教室において、児童・生徒の発達に応じた支援を継続的に行います。また、在籍校と巡回指導員、専門家等が連携し相談体制を整備することで、個に合わせた合理的な配慮やより適切な支援に努めます。

○良好な教育環境の確保のために、就学人口の動向を見据えつつ、老朽化した校舎の改築を計画的に進めます。また、すべての児童・生徒への端末配備などICT環境の整備や学校図書館の機能充実など、学びを支援する教育環境の整備を図ります。

○教員の働き方改革については、教員の事務を支援するスクールサポートスタッフや部活動指導員の配置などを充実させることで、教員が児童・生徒と向き合う時間や授業準備等の時間を確保し、教育活動の質の向上を図ります。

○子どもの健やかな発達を促すため、学校・行政・地域が連携し、教育の原点である家庭教育の支援を行うとともに、犯罪・災害・交通事故などから子どもの安全を確保する取り組みを推進します。

○全児童放課後等対策事業として実施する「すまいるスクール」については、学校施設を活用した安全な居場所を提供し、学びと遊びを通して子どもたちの成長を育むとともに、国の新・放課後子ども総合プランをふまえ、学校・家庭・地域や大学と連携し、児童の社会性や自立心を育てる施策の充実に努めます。

3 青少年教育の充実

○青少年の主体的なボランティア活動等を支援することで、青少年の自己実現の場や、仲間づくり、居場所づくりの機会を創出していきます。また、活動を通じて、地域の様々な方との交流を促進します。

○児童センターは、すべての青少年が利用できる地域の拠点施設としての位置づけのもと、遊びを中心とした異年齢の交流や体験活動の場として、今後も活動内容や施設の充実などに取り組んでいきます。

○青少年の豊かな人間性を育成し、健やかな心と体をつくるため、地域と一体になって、ジュニア・リーダー教室や親子向けイベントなど体験型事業を推進し、地域における多様な活動の場の充実に努めます。

○社会的自立に困難を有する青少年に対し、関係機関が連携し、それぞれの専門性を生かした支援を展開するとともに、青少年が安心して自分らしく過ごせる居場所づくりや相談できる拠点を整備します。

○SNS等情報通信ツールの適正な利用を推進するため、青少年健全育成指導者や家庭との連携体制の充実に努めます。

○健康について青少年の関心を促し、喫煙・飲酒・薬物乱用および性感染症等を防ぐための正しい知識の普及啓発を図ります。

4 生涯学習・スポーツの充実

○生涯にわたり、誰もが学習・スポーツにふれ、親しめるように、年齢や障害等の有無にかかわらず学びとスポーツが行えるしくみづくりを進めます。

○文化センター・大学・史跡などを学び舎と捉え、区内大学・高専等と連携・協力しながら、生涯学習事業を体系化した「しながわ学びの杜」で「シルバー大学」など多彩なプログラムを提供していきます。

○豊かで活力ある地域社会をつくるため、生涯学習関連の講座を受講された方々が地域貢献活動に取り組むなど、学習成果を地域に活かすしくみの構築を図ります。

○東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、区が応援する3競技（ホッケー、ビーチバレーボール、ブラインドサッカー）などの様々なスポーツを「する・みる・ささえる」ことにより、区民がスポーツに親しむ機会のさらなる充実を図ります。

○区民の学習活動やサークル活動が多様化してきていることから、生涯学習・スポーツ施設の計画的改修等を行い、地域の活動拠点にふさわしい施設としての環境を整備、充実させていきます。また、「する」スポーツに加え、地域のにぎわいや産業活性化にもつながる「みる」スポーツの充実もめざし、施設の整備を進めます。

○超長寿社会・高度情報化社会を迎え、さらに活発化する区民の学習および地域活動を支援するため、地域の情報拠点機能の充実や課題解決を支援する図書館サービスを推進するとともに、誰にでも開かれた身近な居場所としての図書館づくりに取り組みます。

○「非核平和都市品川宣言」および「人権尊重都市品川宣言」の普及・啓発事業の推進により、平和・人権尊重の意識を育むとともに、性別に関わらず誰もがその能力と個性を發揮できる環境づくりを支援していきます。

○現在の姉妹・友好都市交流に加え、地域での外国人との交流を深め、異文化への相互理解を図り、国際社会への架け橋となる人材の育成や、在住外国人のための日本語教育の機会や場所を提供します。

5 文化・芸術の振興

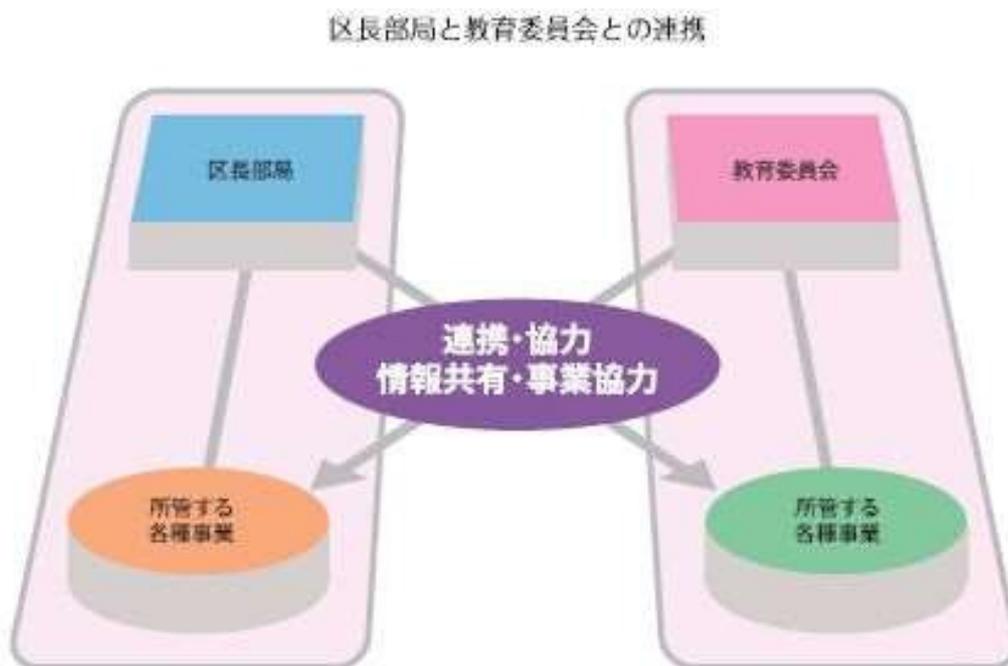
○「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」に基づき、区内の様々な文化・芸術活動を支援します。また、就学前から学齢期を経て、生涯にわたり区民が文化・芸術を鑑賞し、活動に参加し、地域文化に親しむ機会の充実を図り、文化・芸術の継承・発展・創造を担う人材の発掘・育成を図ります。

○伝統文化・伝統芸能に関する活動に対し、人材育成も含めて支援するとともに、多くの区民がこれらの伝統文化にふれあう機会を設け、継承・普及・発展を推進します。

○広く区民に品川区の歴史を知ってもらい、品川への誇りと愛着を育むため、学校教育を含めた様々な場面において、地域の歴史の継承と普及を図ります。あわせて、大森貝塚をはじめとする文化財の計画的な保存・公開・活用に取り組めます。

4 大綱の更なる実現に向けて

大綱の更なる実現に向け、区長部局と教育委員会の連携・協力を一層強化することで、より効果的に各施策を推進します。



1 臨時休業中の対応

臨時休業期間

※緊急事態宣言：令和2年4月7日～5月25日

令和2年3月3日(火)～5月31日(日)

(3月26日(木)～4月5日(日)の春季休業を含む)

- 3月19日(木) 中学校・義務教育学校卒業式
- 3月24日(火) 小学校卒業式・義務教育学校前期課程修了式
- 3月25日(水) 修了式
- 3月16日(月)～3月25日(水) …校庭開放(小・前期)
- 5月20日(水)～5月29日(金) …校庭開放(小・前期)
- 5月20日(水)～5月29日(金) …図書館開放
- 5月25日(月)～5月29日(金) …週1回の登校日の設定

2 分散登校中の対応

分散登校期間

令和2年6月1日(月)～6月26日(金)

(6年生、9年生は6月19日(金)より一斉登校)

- 6月1日(月)～6月12日(金) …給食ありの3時間授業
- 6月15日(月)～6月26日(金) …給食ありの午後までの授業

3 一斉登校後の対応

【1学期】令和2年6月29日(月)～7月31日(金)

以下の内容は実施しない

- 交通機関伴う校外学習・学校行事
- 外部招聘しての学校行事・授業
- 土曜授業、不特定多数参加の学校行事 等

【2学期】令和2年8月24日(月)～12月25日(金)

感染症対策を講じながら実施

- 部活動試合(区内)
- 運動会・学芸会(対象・内容等を工夫して実施することも可)
- 修学旅行実施(生徒、保護者の意向や感染状況を踏まえ) 等



【3学期】令和3年1月6日(水)～3月25日(木)(予定)

4 オンラインを活用した学習支援等

【臨時休業から分散登校時】

- 学習支援ソフトの活用
 - ・ トータル学習システム (ICT 教育推進校)
 - ・ eライブラリ
- 学校 HP の活用
 - ・ 各学校において、週ごとの「家庭学習時間割」を作成
 - ・ オンラインでの教材配信 (PW を掛ける)
 - ・ 臨時休業中の過ごし方や不安や悩みへの対応等に係る情報掲示
- 学習動画配信 (オンデマンド)
 - ・ 品川わくわくスクール (品川 CATV、You Tube)
 - ・ 「東京おはようスクール」
 - ・ 校長や教職員による講話配信
- ミーティングアプリ (Zoom 等) の活用
 - ・ 健康状況や学習状況の把握、励まし、連絡事項の伝達例) ホームルーム・保護者会

【一斉登校後】

- Zoom の活用
 - ・ 臨時休業やコロナ不安等で登校できない児童・生徒への授業配信
 - ・ 日本語指導が必要な児童・生徒への支援
- 動画配信 (オンデマンド)
 - ・ 運動会等の学校行事の配信
- 教職員への研修等の実施
 - ・ 職員会議等での活用
 - ・ 校内研修会の実施
- 品川オンラインレッスン (再開)
 - ・ 海外外国人講師とのマンツーマン英会話レッスン実施



5 区立学校版 感染症予防ガイドライン

【ガイドライン策定の経緯と内容】

I 学校運営編

- 1 感染症予防策の徹底
- 2 教育活動上の留意点
- 3 登校の判断
- 4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別
- 5 年間行事計画等の見直し
- 6 教職員の健康管理
- 7 教職員の勤務・サービス

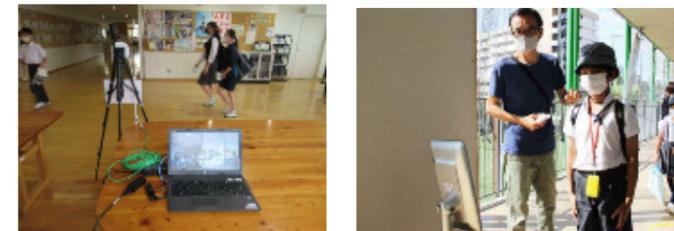
II 臨時休業編

- 1 感染者が出た場合
- 2 濃厚接触者を把握した場合 (同居家族が感染した場合など)
- 3 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

6 感染防止への取り組み

【登校時】

- サーモグラフィによる検温



【授業時】

- 授業方法の工夫
 - ・ 英語では口元が見えるようフェイスシールドを活用
 - ・ 空調使用中における換気
 - ・ 感染リスクの高い活動の制限



【給食時】

- 密を避けた配膳と対面を避けての喫食



【その他】

- 職員室でのパーティション活用